

協働事業という形で 市の事業に参画してみませんか？

市民活動団体のみなさんへ
～市との協働事業促進のお知らせ～



鎌倉市
地域のつながり課

市との協働事業ってどういうもの？

- 市と市民活動団体が、地域の困りごとやニーズの充足など、共通の目的を実現するために、お互いが対等な立場で汗をかきながら取り組みます。
- 協働は「手段」であり事業の「目的」ではありません。
そのため、“市または団体の活動に一方が協力する”というものではなく、両者にとっての課題やメリットが一致したときに初めて協働として取り組むことができます。

市との『協働』という選択肢

～市民活動団体は市との協働により、事業の実施先になりえます～

「協働事業」のメリットは？

- 団体が目指す社会的使命を効果的に実現できる！
- 団体の社会的評価が向上する！
- 市との協定等の手続きを通じて、技術力や事務能力の向上が図られ、団体の運営能力や、資金調達による団体の持続可能性が高まる！

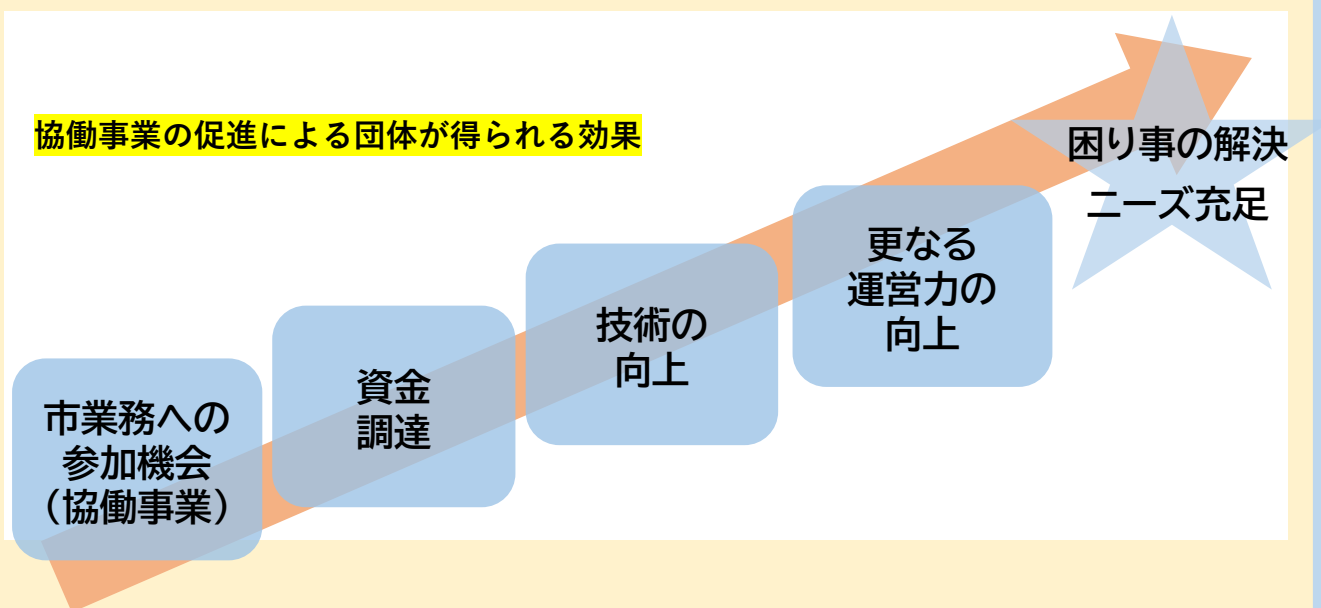


本市では、市民自治の促進のために市民活動団体との協働事業の推進を図っています！

鎌倉ミライ共創プラン2030 計画推進体制(市民自治)

- 地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組の継続を目指します。
- 核家族化、少子高齢化、ライフスタイルの変化・多様化等による地域コミュニティの関係変化（希薄化）への対策や、先駆性・専門性・柔軟性を持つ市民活動団体等と市による協働事業の推進に向け、目標や現状と課題を踏まえた取組について示します。
(以下略)

「市が市民活動団体とともに取り組むことで高い効果を望める事業」を実施していくことで、団体のステップアップが図られます。



運営力の高い団体が増えることで、地域の課題解決力が向上し、地域全体の暮らしやすさにもつながっていきます！

「補助金」・「委託の受注」との違い

補助金の交付

市が公共性の認められる事業に対し、経費の一部を団体に対し負担。成果も責任も補助金を受けた団体に帰属。

委託の受注

市ではない主体が実施した方が効果が得られる事業を、契約により実施してもらうもの。事業の責任と成果は市に帰属。

協働事業

お互いの合意のもと協定を締結し、互いが決めた負担金によって事業を実施。事業の責任と成果が両者に帰属。

市の事業へ参画するもう一つの選択肢

～ 団体が市からの委託契約を受注するには？ ～



- ・原則として神奈川県電子共同入札システムの資格登録が必要
- ・資格登録のためには、法人格の取得または個人事業主としての登録が必要

※任意団体の場合には、資格登録のハードルは高いものの、神奈川県で統一の資格のため、様々な自治体からの受注資格を得ます。

参加資格登録の方法・詳細は、下記の「かながわ電子入札共同システム」のページをご覧ください

https://nyusatsu.ekanagawa.lg.jp/html/manual_sinsei.html
コールセンター フリーコール：0120-921-182（平日9時から17時まで）



- 委託契約は法律行為であり、厳格な手続きのもと、公平性、公正性、経済性といった要素が求められることに注意が必要です。
- 委託者である市が示す事業の仕様に従い、受託者である団体がその仕様に沿って適切な契約に基づき事業を遂行するため、協働事業とは性質が異なります。

